

令和元年度弟子屈町各会計補正予算

区分 会計名	補正前	補正額	補正後
一般会計	79億2,927万円	1億2,038万2,000円	80億4,965万2,000円
介護保険特別会計	9億192万8,000円	2,591万1,000円	9億2,783万9,000円
合計	88億3,119万8,000円	1億4,629万3,000円	89億7,749万1,000円

●発行／北海道弟子屈町議会
●編集／弟子屈町議会広報編集特別委員会
委員長 三上 務
副委員長 武山 秀樹
委員 徳永 則行 岩崎 義人
☎482-2695
メール gikai@town.teshikaga.hokkaido.jp

第93号
町議会だより

第3回定例会

9月3日招集の第3回定例会は、4日までの2日間の会期で行われた。町からの提出議案として、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての単行議案1件、令和元年度各会計補正予算2件、人事案件1件、報告3件を審議し、それぞれ承認、可決した。また、議会から提出された意見書案2件を可決し、平成30年度各会計決算認定7件を決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とした。一般質問については、4人から9問が行われ、町への提案を含む活発な議論が行われた。

審議のあらまし

条例の一部改正

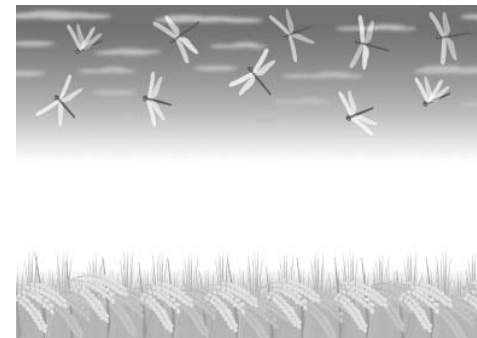
◎町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について (議案第49号)
地方税法などの一部改正に伴い町税条例における条項を整備すると共に、本年度から適用される軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については、当分の間、北海道が行うこととされ、北海道が収入月の翌々月の末日までに該当する市町村に徴収金を払い込むこととされており、令和元年10月1日から施行される。また、全道一律の取り扱いを行うために「非課税の特例」を北海道と同様となるよう、町税条例の一部を改正するもの。

補正予算

令和元年度一般会計・介護保険特別会計の補正予算が提案され、即時、予算特別委員会へ付託。委員会での審査の結果、原案可決すべきものと決定され、本会議に報告の後、可決された。
※補正予算の額は7ページの表のとおり。

◎一般会計補正予算(第3号) (議案第50号)
歳入歳出予算にそれぞれ1億2千38万2千円を追加し、総額を80億4千965万2千円とした。
主なものでは、町有住宅8棟の除却工事費1千320万円、プレミアム付き商品券に係る事業費4千万円、畑作構造転換事業補助金5千556万1千円などを計上。

◎介護保険特別会計補正予算(第2号) (議案第51号)
地域支援事業費や介護保険給付費の増減などにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千591万1千円を追加し、総額を9億2千783万9千円とした。



報告事項

◎弟子屈町国民保護計画の一部変更について (報告第6号)
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定により、計画の変更について北海道知事との協議を令和元年7月に完了し、同法に定める議会への報告を行うもの。主な変更点は、従来の計画を国の指針および北海道の計画の構成、表現方法に合わせたもので、情報伝達や職員の非常招集体制、更に避難実施要領などを変更。今後、町公式ホームページで公開予定。

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る健全化判断比率の報告について (報告第7号)
地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の指標について、監査委員の意見を付して議会に報告するもの。
平成30年度の状況は「実質公債費比率」が14.0%、「将来負担比率」が138.6%で「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、赤字でなかったため数値なしとなり、4指標全てで国が定める早期健全化基準をクリアしている。

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る資金不足比率の報告について (報告第8号)
地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するもの。
資金不足比率は、流動負債(歳出)から流動資産(歳入)を引いて、事業規模で割ったもの。水道会計はマイナス108.2%、下水道会計はマイナス0.2%でいずれも経営健全化基準の20%を下回っており、資金不足を生じていない結果となった。

人事案件

◎弟子屈町教育委員会委員の任命について (議案第52号)
任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案され同意。
▽氏名／菅原 誓之
▽住所／弟子屈町中央1丁目9番8号



議会を傍聴しませんか
町政・議会はあなたのために…



傍聴手続きは議場入り口の受付簿に氏名を記載するだけです
～お気軽にお越しください～

次回の『令和元年第4回弟子屈町議会定例会』は、12月上旬開催の予定です

意見書

◎介護従事者の処遇改善を求める意見書について (意見書案第1号)

【趣旨】

高齢者の生活を支える介護現場では深刻な人手不足が進んでおり、必要なのに介護支援が受けられない等の事象が増え、「介護崩壊」という言葉も生まれています。

4月22日、全国労働組合総連合(全労連)が発表した「介護労働実態調査報告」では、介護現場に勤務する労働者のうち20代の若者の比率は「施設10・9%」「訪問1・0%」「登録ヘルパーの平均年齢は58・7歳と高齢化が進んでいます。施設系事業では「1人夜勤」「16時間労働」など過酷な勤務により消耗し、訪問系の介護労働者は非正規雇用が圧倒的に多く、利用状況が大きく左右される不安定な収入が原因で「若い人から辞めていく」状況が続いています。調査回答では、多くの労働者が介護にやりがいを感じ、「この仕事をやっていて良かった」と回答していますが、一方で賃金は全産業平均より8万円も低く「生活維持が困難」、「職場や利用者からのハラスメントについても相談できない」などの現実から「賃金が安く、仕事が辛過ぎるので辞めたい」と考え

ていることが明らかになってい

国民世論や運動によって介護現場への関心が高まるなか処遇改善は徐々に進んでいます。2019年10月より実施予定の「介護職員特定処遇改善加算」では、現場経験10年以上の職員に限った制度であり、数が限定されるうえ、若年層の介護労働者確保にはつながりにくく、人手不足の解消には直結しません。

超高齢化社会を迎えるにあたり、人材確保のため介護職員の処遇改善を行うには、採用時から一定の水準が確保できる介護報酬の大幅引き上げが必要です。

以上の趣旨から、左記事項について要望します。

①介護従事者の賃金について、若年層からの底上げと全体的な引き上げを行うこと。

②介護報酬の改善は、利用料負担を増やさず国費で賄うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】
内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣



◎新たな過疎対策法の制定に関する意見書について(意見書案第2号)

【趣旨】

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる地区別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震などの発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさと地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失

効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



【提出先】
内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 国土交通大臣

令和元年度一般会計補正予算総括質疑

負債償還の見通しについて

問 本町の借入残高が141億円にのぼる事が報道され町民の関心時になっているが返済の見通しについて改めて説明を求めます。

答 これまで、計画的に資金調達行ってきた。それらの事業も全部ではないが、補助金交付の対象となることで、補助率が50%で残り50%も過疎債が適用になるように国・道などと協議を行いつつ進めてきた。その結果起債の70%が交付税算入となることにより全体の15%ぐらいが本町の実質負担額で、報道は、交付税算入前の金額になるので、間違いではないが実質負担額は更に圧縮された額となる。

公営住宅除却について

問 公営住宅の除却が行われているが、今後とも行っていくのか。

答 国の政策に合わせて行っていく。

災害時における、インバウンド対応について

問 外国人観光客の誘致を行って、いるが、昨年のような災害時に対する対応はどのように考えているか。

答 通訳できる職員を配置する事もままならず、自動翻訳機などの整備を災害備蓄品整備の中で可能であれば検討したい。

就労支援などについて

問 町内には、障害者支援施設が多数あるが担当課でどの程度把握しているのか。就労支援施設にAとBと2タイプの施設があり、今までA就労の所がB就労施設に変更になったと聞いているが担当課で把握しているのか。

答 現在町内には、グループホーム、短期入所また、計画相談支援など22事業所があり、以前は、A就労型があったが現在はない。

各事業者の消費税対応の状況について

問 消費税増税に伴い、各事業者の軽減税率対応状況について伺う。

答 商工会主催の税務相談会の集まりも悪く、それぞれの事業者の軽減税率対応レジュマ導入業者からの指導を受けて対応しているようだ。導入実績などは、商工会共々現在のところ把握はしていない。

発達支援について

問 学校での特別支援学級、町の発達支援センター、町内の事業所などと連携はできているのか。

答 特別支援学級に在籍している児童生徒は約1割程度おり、関係機関との連携は、発達支援センターが中心となつて年2回程度行い、その他にも、臨床心理士や言語聴覚士を招いて、対象児と面談してもらいその子の度合いを判断してもらおう事業も行っており、今後も関係機関と連絡を密にしながら継続していく。

生活保護行政について

問 町内の生活保護世帯数と人数、及び財政負担と財政支援の内訳について伺う。

答 160世帯、198人が該当している。扶助費についての町負担はないが、町で負担する事務費や人件費については普通交付税のなかで一部措置されていると理解している。

緊急通報システムについて

問 緊急通報システムの購入個数に対し不足はないのか。

答 現在、120台ほど設置をし、平成30年度からは10台ずつリースで増設しているが、充足しているとは言えず、来年度に向け検討する。

消費税増税支援について

問 消費税増税に伴って低所得者支援として年金の上乗せ支給が行われるが町の対応は。

答 年金機構が対象者への文書の発送・周知などすべて行う。町の業務は、申請の受付の代行と、資格の確認のみを行う。

一般質問



武山 秀樹 議員

一般質問

問 浄化槽設置整備事業と水洗トイレの普及促進について
関係部署の連携強化と専門チームを立ち上げ対処する

答 弟子屈町は長年の懸案事項である公共下水道整備事業を弟子屈本町周辺の下水道整備工事をもって終結した。美留和地区、国立公園内に位置する川湯駅前地区、川湯温泉地区が下水道整備事業から除外されたことは残念であるが、人口減少や案件地域のアンケート結果を踏まえ合併浄化槽設置整備事業に変更したことは現状に沿う結果と考える。国立公園内の生活排水処理や水洗トイレの設置は町民生活向上のバロメーターであり、今日においては国立公園の保護保全など社会通念上あたりまえの時代である。弟子屈町は「環境基本条例」を制定し「環境基本計画」のもと環境に対する責務と役割を明らかにすることにより生活

答 副町長答弁

浄化槽の設置が放流管と下水管の距離や地下水によるオーバーフローなど設置希望住民の負担に大きな差が生じている。関係部署の連携強化と専門チームを立ち上げ差が生じないよう努める。小規模地域の公営住宅の水洗化は、建て替えを先行するか現状の公住に集中合併槽の設置を検討し排水処理、水洗化を普及促進する。



徳永 則行 議員

一般質問

問 介護福祉施設における消防用設備に対する支援について
現状の把握に努め、支援策について検討してまいりたい

答 本町には多くの介護など福祉施設があるが、義務的経費にかかる負担が重くのしかかり経営を圧迫している。特に川湯地区は硫黄泉のため、機械設備などの老朽化が著しく施設維持の弊害となっている。消防用設備などの必要不可欠な器械に対する支援について伺う。

答 町長答弁

本町の介護施設は20以上の事業所があり、施設数も十数カ所に上る。各介護施設における消防用設備などの基準については、消防法施行令で規定されているが、平成25年の認知症高齢者施設での火災を契機に追加基準が設けられ、平成27年4月1日以降、新たな基準により運用されている。また、消防設備などの点検については、消防法に基づき定期的に点検し報告することとなっている。



三上 務 議員

一般質問

問 「地方創生」は進んでいるか
効率的な行政活動を進めていく

答 現在「地方創生」に関するさまざまな施策が進行中であるが、その効果は濃淡はあるものの想定したよりも上がっていないのではないかと。その原因として2つの観点から伺いたい。①近年、事業や施策を含む政策が多すぎ、現場での負担感が重いのではないかと。②職場での適材適所の人事がなされているか。

答 町長答弁

本町では「弟子屈まち・ひと・しごと創生戦略」を平成27年に策定し、またすでに第5次総合計画(平成24〜令和3年)も現在進行中であり、地域資源を活用したさまざまな施策を展開している。具体的にはエコツーリズムの推進やインバウンドの受け入れ整備、温泉地熱の活用事業、妊娠・出産支援、放課後児童クラブの充実や保育料の2分の1補助などを

実現している。

①については、職員の業務として550以上の事務上の事務事業のほか現場や住民対応の業務などもあるが、事業のスクラップ・アンド・ビルドや効率化を図りながら住民サービスの低下を招かぬよう配慮していく。また現在、中心市街地構想の策定や事業化等重要かつ緊急を要する案件などについては柔軟かつ効果的に進めていく。

②については、常に職員のモチベーションの維持・向上を念頭に適材適所の人事を行っている。また職員研修などを通して人材育成を図っている。



問 町財政について
令和4年度以降ゆるやかに改善

答 「財政健全化法」の指標である「実質公債費比率」と「将来負担比率」について、本町ではいずれも借金返済の比率がかなり高いが、今後の町財政の健全化の見通しや町の貯金である財政調整基金をどの程度積み立てていくのか。また現在議論がスタートしている中心市街地づくりについては、どのような予算措置を考えているのか。

答 町長答弁

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法は平成21年4月に施行され、早期健全化などの指標を設け各自治体の財政の全体像を明らかにする制度となっている。本町の財政健全化については町の一般財源の規模を示す「標準財政規模」に占める元利償還金額の割合を示す「実質公債費比率」では、令和4年度をピークとしてゆるやかに改善する見

込みであり、一般会計等の負担見込額などの割合を示す「将来負担比率」についても起債残高や債務を減少させる計画であるため、数値は改善していく見込みである。

財政調整基金については、事務事業の見直しなどによる行政改革を進めながら最低でも2億3千万円以上は確保したい。

中心市街地づくり構想への予算措置については、施設整備なども含め現在町民会議で検討中であり、予算としては0ベースになっている。





小川 義雄 議員
一般質問

問 図書館と更科源蔵資料館の改革について
答 種市佐改氏の資料を文化センターに移転展示へ

問 過去3カ年の一般図書資料、児童図書資料の購入額および図書館の移転先として、旧営林署跡地が最適と思うかどうか。

答 更科源蔵資料館の空きスペースを活用して、「てしかがの蔵」に収蔵している中から関連性の高い資料を移転してはどうか。現在の図書館はNTTから借りて運営しているが、現状把握と今後の改善方法について伺う。

答 教育長答弁

一般図書資料および児童図書資料の購入額は、28年度と30年度の比較では46万円の減額。現在の図書館は、日本図書館協会が定める最低基準面積である800平方メートルの半分程度の面積しかなく、蔵書数にも限界がある。図書館の移転先については、中心市街地再構築全体構



図書館の移転先や環境整備を検討する

問 桜ヶ丘森林公園・水郷公園などの見直しについて
答 水郷公園全体の表示板を整備する

問 桜ヶ丘森林公園は開設してから23年が経過し、施設管理も良い状況ではなかった。市民の活用も非常に少なく、林業者の就労にもなっていないので、来年度から休止の取扱いとすべきである。

答 水郷公園は、年次計画による改修工事が進行中であり、来園者のニーズに合った遊具の設置やトイレの改修も計画されている。公園施設管理をしている方の知恵と創意工夫で、遊具の再利用や動力船を活用しての水中浮遊物処理による透明化がされたことにより樹木等が水面に映る環境にもなったところである。道の駅



休止や売却を検討(桜ヶ丘森林公園)



利用者にとってさらに魅力的な公園へ(水郷公園)

に来訪されるお客様が「なんだろう橋」を通って水郷公園まで来ていた。だく方策として、特製のパンフレットなどを作成して、待ちの姿勢ではなく直接手渡す行動を取るなどしてはどうか伺う。

答 町長答弁

桜ヶ丘森林公園は林間遊歩道を除き、休止や売却も含めて検討する。水郷公園の全体を紹介する案内パンフレットを作成し、公園内の樹木表示や順路表示についても進める。

問 町民農園などの施設管理などについて
答 刈払機取扱いの研修は計画的な受講につなげる

問 町民農園は、一般町民向けに野菜関係の栽培地として貸し出しているほか、町のブドウ圃場も併設されている。ブドウ圃場は、町内各地域の方の協力をいただき3千240本を管理委託業務方式で実施しており、作業内容は草刈り、芽かき、剪定、除草剤散布である。作業員の方や一般町民向けの簡易トイレや休憩場所、機械や道具の保管場所が不足していると思われ、効率的な草刈りに必要な乗車式草刈機の購入を求めらる。

答 副町長答弁
町内のブドウ圃場については、町民農園、川湯、屈斜路地区などの3地域の方々の協力をいただいている。平成30年度から弟子屈町ブドウ・ブドウ酒研究会より、元地域おこし協力隊の方に業務委託



特産品としてブドウ栽培をより安全に行うために(町民農園)

し実施している。トラクター型草刈機などの保管場所として物置などの再利用も含め調達の方法を検討したい。
ブドウ栽培や醸造に関する担当課の研修は、今年度6回参加する計画。各課における刈払機取扱業者安全衛生教育修了者は4人で、次年度に向け計画的な受講につなげる。

問 公住・町道の維持管理について
答 公営住宅長寿命化計画の見直しは、北海道と協議

問 平成28年4月1日から障がい者を理由とする差別解消推進法がスタートしており、その対象範囲は障害者手帳所持者だけではなく、社会の中にある「バリア」によって日常生活に制限を受けている方がすべて対象になる。

答 副町長答弁
平成21年以前(ユニバーサルデザイン)公営住宅整備指針以前に建築された公住の入居などについては支障がないように対応する。泉団地3階建てについては、年次計画で外断熱やサッシの高断熱化、給排水管の改修などについて、北海道と協議して進める。町道の維持管理については、直営と委託の併用方式で行う。

問 川湯ばやし支援について
答 多額の経費が発生した時は財政支援する

問 「川湯ばやし」は昭和46年11月に設立され、50周年を迎えようとしている。地域伝統芸能の保存や継承を目的に幅広く活動し、観光協会とも連携し積極的に出演している。イベント出演は毎年15回程度をこなし、観光振興に大きく貢献している。町や観光協会からの支援や出演謝礼はあるが、衣装購入費・備品購入費・事務局経費・補助対象外の行

事参加費の負担もあることから、大幅な補助金の増額について所見を伺う。

答 教育長答弁

本町の文化や教育、産業の振興に大きく貢献している「川湯ばやし」の活動であるので、太鼓や衣装の更新時など多額の経費が必要となる時に財源確保し支援する。

議長会関係

- 6月11～12日 北海道町村議会議長会第70回定期総会および議長・局長研修会(札幌市)
- 6月24～26日 北海道町村議会議長会議員研修会(札幌市)
- 8月7日 釧路町村議会議長会8月定例会(標茶町)

委員会関係

- 7月2日 議会広報編集特別委員会
- 7月17日 議会広報編集特別委員会
- 8月27日 議会運営委員会

一部事務組合関係

- 7月2日 令和元年第2回釧路公立大学事務組合議会臨時会
令和元年第2回釧路広域連合議会臨時会
- 8月26日 令和元年第2回釧路北部消防事務組合議会定例会
- 8月28日 令和元年第2回川上郡衛生処理組合議会定例会

その他

- 6月9～10日 札幌弟子屈会第61回総会(札幌市)
- 6月10日 川湯温泉旅館組合設立総会
- 6月18日 北方領土復帰期成同盟釧路地方支部通常総会(釧路市)
- 6月19日 大嶽親方表敬訪問対応
- 6月21日 新党大地「大地塾例会」
- 6月29日 自由民主党北海道第七選挙区支部令和元年度定期大会(釧路市)
- 7月6日 補給艦「ましゅう」安全祈願祭
- 7月9日 元町議会議員福田博氏葬儀
- 7月16日 釧路地方総合開発促進期成会令和2年度開発予算等に関する地元要望会(釧路市)
- 7月17日 令和元年度弟子屈高校の教育を支える会総会
- 7月18日 「レーククッシャロ鹿隠」起工式
- 7月21日 釧路駐屯地記念行事(釧路町)
- 7月25日 令和元年度弟子屈町戦没者追悼式
厚岸町議会議員佐々木敬治氏葬儀(厚岸町)
- 7月26日 弟子屈町公営塾開講式
- 7月26～27日 釧路地方総合開発促進期成会令和2年度開発予算に係る中央要望および札幌・大くしろ会(札幌市)
- 7月29～30日 釧路地方総合開発促進期成会令和2年度開発予算に係る中央要望(札幌市・東京都)
- 8月2日 星空の街・あおぞらの街全国大会リハーサル
- 8月3日 星空の街・あおぞらの街全国大会
- 8月5日 大樹町議会総務・経常任委員会合同行政視察受入対応
コニカミノルタ陸上競技部監督との交歓会
- 8月11日 第2回屈斜路湖オープンウォータースイミング大会
- 8月15日 第68回釧路戦没者追悼式並びに慰霊大祭(釧路市)
- 8月20日 東京国際大学駅伝部監督との交歓会
- 8月23日 姉妹都市(日置市)交流懇親会
- 8月28日 JR釧網本線維持活性化沿線協議会
- 9月2日 第70回北海道女性大会

議会の動き(6月6日～9月3日)

令和元年度
第2回臨時会
(7月17日)

第2回臨時議会が開催され、条例の制定、損害賠償の額を定めること、工事請負契約2件と財産の取得について、また、令和元年度一般会計補正予算についての議案をいずれも原案どおり可決し閉会した。

条例の制定

◎「子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、国の法律が一部改正され、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化の実施が決定されたことによるもの。
(議案第43号)

損害賠償

◎「損害賠償の額を定めることについて」、道の駅摩周湖温泉敷地において、本町職員が草刈り作業中の飛び石により駐車場に駐車

工事請負契約

◎指名競争入札に付した次の工事について、工事請負契約を締結するため議会の議決を求めるもの
(議案第45・46号)

- 【議案第45号】
▼契約の目的/敷島団地公営住宅
I棟建築主体工事
- ▼工事の場所/川湯温泉5丁目
- ▼契約の金額/6千919万円
- ▼契約の相手方/ホクセイ・熊谷
- ▼特定建設工事共同企業体
- ▼工期/契約締結の翌日から180日間
- 【議案第46号】
▼契約の目的/鎧別団地公営住宅
1号棟建築主体工事
- ▼工事の場所/美里4丁目
- ▼契約の金額/5千357万円
- ▼契約の相手方/近藤・畑中特定建設工事共同企業体
- ▼工期/契約締結の翌日から150日間

中の車両に与えてしまった損害を賠償するもの。
(議案第44号)

財産の取得

【議案第47号】
▼財産名/業務用パソコン外
附属品一式

- ▼数量/①業務用パソコン51台
②付属品一式
- ▼取得価格/9百87万8千760円に防災資機材の譲渡に関する条例(平成13年北海道市町村備荒資金組合同第9号)第5条第1項に定める利率を加えた額
- ▼取得先/北海道市町村備荒資金組合

※北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業による更新で、本事業は、備荒資金組合が購入し、その後町村が譲渡を受け、その代金と利息を5年間で支払うもの。

補正予算

◎令和元年度弟子屈町一般会計補正予算(第2号)について
(議案第48号)
地熱発電に係る国庫補助事業の決定による追加分や業務中の事故による損害賠償に係る費用を計上

弟子屈町

LINE@

はじめました!



友だち募集中!

@teshikaga

LINEアプリの「友だち追加」から、IDまたはQRコードで検索してください。